

「Biz 安否確認/一斉通報 セット販売限定ライトプラン」に関する利用規約

第1章 総則

第1条(規約の制定)

エス・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。))は「Biz 安否確認/一斉通報 セット販売限定ライトプラン」に関する利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これにより「Biz 安否確認/一斉通報 セット販売限定ライトプラン」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 本サービスに係る契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条(本規約の範囲)

本規約は、契約者と当社との本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する案内は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条(本規約の変更)

当社は本規約を必要に応じて変更することができるものとします。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、第28条(契約者に対する通知)に定める方法またはその他の適切な方法により周知します。

第4条(定義)

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1)「本サービス」とは、当社が契約者に対し、本規約に基づき使用を許諾する、次号に定める設備を使用して「Biz 安否確認/一斉通報 サービス仕様書」に定める機能を提供する、当社の「Biz 安否確認/一斉通報 セット販売限定ライトプラン」をいいます。
- (2)「本サービス用設備」とは、本サービスを利用することが可能な機能を備えた当社のサーバ、およびその他の設備をいいます。
- (3)「契約者」とは、当社と本サービス利用契約を締結し、その契約に基づき本サービスを利用する者をいいます。
- (4)「団体コード、ID、ログインパスワード」とは、当社が契約者に払い出すものであり、契約者が本サービスのシステムにログインする時に使用する団体コード、ID、ログインパスワードをいいます。

第5条(本サービスの内容)

本サービスで提供されるサービスの機能は、「Biz 安否確認/一斉通報 ライトプラン」とします。本サービスは、契約者が「Biz 安否確認/一斉通報 ライトプラン」の機能を当社が本サービスとのセット販売を定義する各種サービス(以下「セット販売サービス」といいます。)とともに利用する際、別記1の料金で利用できるものです。

2 本サービスは、設備・回線を共有するサービスであり、通信速度・品質が通信環境・利用状況等によって変化し得るベストエフォート型のサービスです。

3 契約者が本サービスを「Biz 安否確認/一斉通報 ライトプラン」または「通常プラン」へ契約移行した場合、契約者は、契約移行手続の翌月以降「Biz 安否確認/一斉通報 利用規約」にもとづき、利用料金をお支払いいただきます。契約者が、当社のセット販売サービスを解約した場合、本サービスは、「Biz 安否確認/一斉通報ライトプラン」に契約移行されたものとみなし、契約者は、セット販売サービスの解約の翌月以降「Biz 安否確認/一斉通報 利用規約」にもとづき利用料金をお支払いいただきます。

4 本サービスから「Biz 安否確認/一斉通報 お手軽導入プラン」への契約移行はできません。

第2章 販売等

第6条(販売条件)

本サービスの販売期間は、次項の場合を除き2023年2月22日のお申込み分までとします。

2 本サービスで提供するID数は、1,000ID/契約とします。

3 当社は、本サービスの提供ID数が、1,000,000IDに達した場合、本条第1項によらず本サービスのお申込み受付を終了するものとします。

第3章 契約

第7条(申込と承諾)

本サービスの利用を希望する者は、セット販売サービスを申込み、かつ本規約の内容に同意した上で、当社所定の申込書に必要事項を記載し、当社所定の方法により当社に申し込むものとします。

2 当社は2023年2月末日までに利用開始されるサービス申込みを承諾いたします。

3 契約者と当社との間で別段の合意がない限り、当社が利用申込を審査、承認し、第9条(IDおよびその他の設定値のご利用内容のご案内の送付)に従い、当社から契約者に送付されるご利用内容のご案内に記載された利用開始日を契約日とします。

4 当社は、申込者が、次のいずれか各号に該当すると判断したとき、申込を承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
- (2) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 本サービスの申込者が第18条(利用停止)第1項各号のいずれかに該当するとき、または該当するおそれがあると当社が判断したとき
- (4) 本サービスの申込者より当社がセット販売によるお申込みと判断するために必要とする書式の提示がないとき
- (5) 当社がセット販売サービスにおいて、申込みを承諾しないと判断したとき
- (6) その他、利用申込者が本サービスを利用することについて不適切と当社が判断した場合
- (7) 当社からのサービス内容の指定、または変更要請を承諾できない場合
- (8) 前各号に定めるほか、その他当社の業務に支障があるときまたは、支障があるおそれがあると当社が判断したとき

5 当社は契約成立後であっても、契約者が前項いずれかに該当することが判明した場合には本条第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

6 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

7 本サービスの提供期間は 2023 年 3 月末日までとします。2023 年 4 月 1 日以降も Biz 安否確認/一斉通報の機能の利用を希望する契約者は、別途、当社からの案内に従い、Biz 安否確認/一斉通報の各種プランを申し込むものとします。

第 8 条(利用可能期間)

契約者が、本サービスを利用できる期間(以下「利用可能期間」と言います。)は、当社が契約者に本サービスの提供を開始した日から、契約者が本サービスを他のプランに契約移行または解約した日もしくは 2023 年 3 月末日のいずれか早い日までとします。

第 9 条(ID およびその他の設定値のご利用内容のご案内の送付)

当社は、利用契約の成立をもって、団体コード、ID、ログインパスワード、およびその他設定値を記載したご利用内容のご案内をすみやかに契約者に送付します。

第 10 条(届出事項の変更)

契約者は、利用申込の際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出るものとします。

2 契約者が、前項の届出を怠った場合、契約者が不利益を被ったとしても当社は、その責を負いません。

3 当社は、変更内容を審査し、第 7 条(申込と承諾)第 4 項のいずれかに該当すると判断した場合は、本サービスの利用を一時的に停止し、または利用を解除することがあります。

第 11 条(団体コード、ID、ログインパスワードの管理責任)

契約者は、団体コード、ID、ログインパスワードを自己の責任において管理するものとし、その使用上の誤りまたは第三者による不正使用等により損害が生じて、当社は責任を負いません。

2 契約者は、団体コード、ID、ログインパスワード等の盗難または第三者による使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。その場合において、当社から指示のある時はそれに従うものとします。

第 12 条(契約者の協力義務)

次の各号に該当する場合、当社は、契約者に対し、本サービスの利用状況に関する情報・資料等の提供を求めることができるものとします。この場合、契約者は、これに応じるものとします。

(1) 契約者による本規約の順守状況を調査確認するため必要な場合

(2) 本サービスの故障予防または回復のため必要な場合

(3) 本サービスの技術的または経済的機能向上のため必要な場合

(4) その他、当社が必要と判断する場合

2 当社は、契約者に対し本サービスに関するアンケート調査等を行うことがあります。契約者はこれに応じるものとします。

第 13 条(契約者の地位の承継)

相続または法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 相続または法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

3 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第 14 条(本サービスの提供を受ける権利の譲渡の禁止)

前条の場合を除き、契約者が本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができません。

第 15 条(契約者による契約の解約)

契約者は、本サービスの契約を解約しようとするときは、契約を解約しようとする日の 5 営業日前までに当社所定の方法により当社に届け出ることで、本サービスの契約を解約できるものとします。

第 16 条(当社による契約の解除)

当社は契約者が次のいずれかに該当すると判断した場合、本規約を解除することがあります。

(1) 第 18 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。

(2) 契約者が、第 7 条(申込と承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容があったとき。

(3) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき

(4) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者(以下、総じて「反社会的勢力」といいます。)に該当し、または反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

(5) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき

(6) 本サービスの運営を妨害または、当社の名誉信用を毀損した場合

(7) 本規約に違反したとき。

(8) その他、契約者として不相当であると当社が判断した場合

第4章 運用停止等

第17条(運用停止)

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

- (1) 毎月第1、第3日曜日の23時から翌朝6時までの定期システムメンテナンス日
- (2) 当社のシステムの保守を緊急に行う場合
- (3) 当社の本サービス用設備の保守上または工世上やむを得ない場合
- (4) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (5) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合
- (6) 当社が設置する電気通信設備の障害、その他やむを得ない事由が生じた場合
- (7) 当社が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合
- (8) 第19条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止する場合
- (9) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

2 当社は、前項に基づく本サービスの利用の停止によって生じた契約者の損害につき、責任を負わないものとします。

3 当社は本条第1項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第18条(利用停止)

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第27条(契約者の義務)の規定に違反する行為を行ったまたは行うおそれがあると当社が判断したとき。
 - (2) 前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第19条(通信利用の制限)

当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条に基づき、天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者に事前に通知することなく本サービスの提供の全部または一部の利用を停止する措置をとることがあるものとします。

2 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合は、本サービスの全部または一部の利用を停止する措置をとることがあるものとします。

3 当社は、前項に基づく本サービスの提供の全部または一部の利用の停止によって生じた契約者、再使用許諾先および第三者の損害につき、責任を負わないものとします。

第5章 利用料金

第20条(利用料金)

本サービスの利用料金は別記1に定めます。

2 本サービスは2023年3月末までは別記1の料金で利用できますが2023年4月末日以降は、「Biz 安否確認/一斉通報 利用規約」にもとづき、「Biz 安否確認/一斉通報 ライトプラン」または「Biz 安否確認/一斉通報 通常プラン」の利用料金となります。

第6章 情報の管理

第21条(データの取扱い)

当社は、当社の電気通信設備に保存された契約者のデータ(以下「保存データ」といいます。)及び本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータ(コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」)が、滅失、毀損若しくは漏洩した場合または滅失、毀損漏えいその他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合は、これにより契約者または第三者に発生した直接または間接の損害について、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。

2 契約者は、保存データ及び生成等データについては、本サービス用設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。

3 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全または本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写または複製することがあります。

第22条(個人情報の取扱い)

契約者は本サービスの提供、または本人の確認のため、当社が定めた情報の登録を行うものとします。

2 当社による前項の情報、その他の契約者に関する個人情報の取扱いについては、当社が定めるプライバシーポリシー(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に定めるところによります。

第23条(データの消去)

当社は、契約者の保存データが、操作マニュアル等、当社の定める所定の基準を超えたときまたは第15条(利用停止)各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを削除することがあります。

2 契約者が本サービスを「Biz 安否確認/一斉通報 ライトプラン」または「Biz 安否確認/一斉通報 通常プラン」へ契約移行した場合、または、当社のセット販売サービスを解約し「Biz 安否確認/一斉通報 ライトプラン」に契約移行された場合、当社は本サービスにおける契約者に関する情報及び保存データを当該「Biz 安否確認/一斉通報 ライトプラン」に引き継ぐものとします。引き継いだ後の規約は、「Biz 安否確認/一斉通報

報「利用規約」に準拠するものとします。

4 本条第 2 項及び第 3 項の場合において、当社は、契約者または第三者に発生した損害について、当社の故意または重過失による損害をのぞき、いかなる責任も負わないものとします。

第 24 条(規約終了後の処理)

本サービスの利用規約の利用可能期間満了または契約の解約により終了した場合は、契約者は、本サービス用設備を一切使用できないものとし、当社から提供された一切の物品(本規約、本サービスの仕様書、取扱マニュアル等を含む)を直ちに当社に返還するかまたは廃棄することとします。

第 6 章 損害賠償

第 25 条(免責)

当社は、本サービスの提供において、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないこととします。また、本サービスの利用にともない、本サービスに係る契約者及び第三者に発生する損害については、当社は責任を負わないこととします。

2 当社は、当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないときその他当社の本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているデータを契約者への通知なく消去することがあります。

3 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第 7 章 雑則

第 26 条(本サービスの廃止)

当社は第 8 条(利用可能期間)の規定に伴い、または、利用可能期間内であっても、本サービスの全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの全部の廃止があったときは、本サービスの全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

第 27 条(契約者の義務)

契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと

(2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

(3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

(5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと

(6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する行為をしないこと

(7) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと

(8) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、または当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(9) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係る団体コード、ID 及びログインパスワード並びに契約者が本サービスを利用して、当社の電気通信設備に登録する情報等(以下「登録情報等」といいます。)を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、登録情報等の一致を確認した場合、当該登録情報等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者は、本サービスを使用するにあたり、事前にサイトの URL、登録情報等をバックアップしてから本サービスを利用することに同意するものとします。

6 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、本サービスに係る団体コード、ID、ログインパスワードの変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

7 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 28 条(契約者に対する通知)

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際またはその後当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、または FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時または FAX 受信機に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第 29 条(当社の知的財産権)

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品(本規約、サービス仕様書、取扱マ

ニユアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。)に関する著作権(著作権法第 27 条および、第 28 条の権利を含む)及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定するものに帰属するものとします。

2 契約者は、本サービスおよび、前項のプログラム等を次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社または当社の指定する者が表示した著作権等知的財産権に関する表示を削除または変更しないこと。
- (5) その他、当社または正当な権利を有する第三者の知的財産権を侵害しないこと

3 本条の規定は本規約の終了後も効力を有するものとします。

第 30 条(非保証)

当社は契約者に対し以下を保証するものではありません。

- (1) 本サービスが他人の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービスが契約者の期待通りの性能・品質・効用を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと。

第 31 条(輸出規制)

契約者は本サービス及び本サービスに使用されている技術(以下「本サービス等」といいます)を利用するにあたり、外国為替及び外国貿易その他の日本国の輸出関連法規ならびに米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、これらの放棄を遵守するものとし、ならびに本サービス等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、譲渡、輸出または再輸出しないものとします。

2 ユーザは本サービス等を、外国為替および外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器、通常兵器等の開発、製造、使用のために利用しないものとします。

第 32 条(管轄裁判所)

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合で協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 33 条(準拠法)

本規約に関する準拠法は日本法とします。

第 34 条(協議)

本サービスに関連して契約者と当社との間で問題が生じた場合には、契約者と当社で誠意をもって協議し解決するものとします。

附 則 (APS2 サ 00800729 2021 年 6 月 29 日)

(実施期日)

1. 本規約は、2021年(令和3年)6月30日から実施します。

附 則(2022年2月15日 APS2サ 00880461号)

(実施期日)

この改正規定は、2022年(令和4年)2月21日から実施します。

別記 1 料金

■初期登録費用

単位	価格
団体コードごとに	0 円(税込0円)

■月額料金

○基本使用料

ID 数	価格	備考
1,000ID(固定)	0 円(税込0円)	1,000ID 固定での提供です。 ID 数の変更(増減)はできません

○サービス利用料

単位	価格	備考
1,000ID(固定)	0 円(税込0円)	1,000ID 固定での提供です。 ID 数の変更(増減)はできません

■変更費用

項目	価格	承り単位	備考
セット販売限定ライトプランから Biz 安否確認/一斉通報 通常プラン への変更	0 円(税込0円)	団体コードごと	<ul style="list-style-type: none"> ・「セット販売限定ライトプラン」で設定されたお客さまの情報は、そのまま「通常プラン」に継承します。 ・プラン変更の場合の利用開始日は、「セット販売限定ライトプラン」の利用開始日とします。 ・「通常プラン」への変更と同時に ID 数の変更、オプションの追加があった場合の変更月の基本サービスおよび、オプションの料金は、「Biz 安否確認/一斉通報 利用規約」に定める「通常プラン」の料金を適応いたします。 ・通常プラン変更後の各種費用は、「Biz 安否確認/一斉通報 利用規約」に定める「通常プラン」の料金表を適応いたします。 ・団体管理者の変更は、通常プラン変更後、お客さまご自身で変更ください。(費用は必要ありません。)
契約者情報 (担当者名・連絡先等)の変更	0 円(税込0円)	団体コードごと	